

ツール・ド・九州2026開催に伴う事前プロモーション及び 当日イベント企画運営業務委託仕様書

1 目的

ツール・ド・九州2026（以下「本大会」という。）を開催するにあたり、コース沿道を中心として事前から効果的に機運醸成を図るとともに、大会当日のイベントを通じ、賑わいの創出と安全な大会運営を実施する。特に当日の交通規制に係る周知は、大会の安全かつ円滑な運営に不可欠であり、質的にも量的にも徹底することが重要である。

2 業務概要

- (1) 100日前イベントの実施
- (2) ジオラマの制作
- (3) 観戦用冊子の制作
- (4) 第1フィニッシュ会場の設営及び運営
- (5) 第2フィニッシュ会場の設営及び運営
- (6) 第3フィニッシュ会場の設営及び運営
- (7) 中間スプリント会場の設営及び運営
- (8) ツール・ド・九州版キャラバンの実施
- (9) 情報発信（広告・宣伝）
- (10) 応援グッズの制作
- (11) 企業等との協働
- (12) その他
- (13) 業務実施報告書の作成

3 業務内容

(1) 100日前イベントの実施

本大会100日前を契機とし、本大会の開催や開催地域の魅力を発信するイベントを実施すること。

- ・日 時：令和8年7月1日（水） 時間未定
（所要時間：60分以内 うち主催者挨拶等15分含む）
- ・会 場：※参加意思表明書提出者に対し後日提示

(2) ジオラマの制作

一般に馴染みの薄い自転車ロードレースの魅力を伝えるため、自転車ロードレースの象徴のひとつである「車列」を表現したジオラマを制作すること。

ジオラマは事前プロモーションや当日イベントなど、様々な場所での展示を想定しており、持ち運びできる仕様で検討すること。制作する車両等の最大数は、以下のとおり。

<車両等> ※すべて異なる塗装を施す可能性がある

普通車34台（うち20台は上にロードバイク4台を搭載）、二輪42台、ワゴン車11台、選手（自転車）108台

(3) 観戦用冊子の制作

観戦客が大会当日に参考となる冊子（仕様任意）を 300,000 部制作し、広く配布（9 月上旬～を想定）すること。あわせて Web 用（PDF・画像形式）についても作成すること。

(4) 第 1 フィニッシュ会場の設営及び運営

日 時：令和 8 年 10 月 10 日（土） 9：30～15：30

会 場：※参加意思表明書提出者に対し後日提示

①運営・統括

- ・同規模のイベント運営経験を十分に有する運営ディレクターを配置すること。
- ・来場者の安全確保を図るため、雑踏整理を行う警備員及びスタッフを配置し、十分な警備体制を確保すること。
- ・イベント当日、同会場で大大会に紐づく表彰式等のイベントが併催されるため、本大会を運営するツール・ド・九州 2026 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）と円滑な連絡調整ができる体制を構築し、十分な事前協議を行い実施すること。なお、表彰式の運営は事務局が担う。

②会場設営

- ・必要な会場サインを制作し、設置すること。なお、会場内のステージ及び音響設備については、事務局が設置するため手配不要。

③ステージコンテンツの実施

- ・アーティストコンテンツを実施すること。
メイン：1 組 実施時間：最大 1 時間程度
サブ：2 組 実施時間：各 30 分程度
※事務局が設置するステージ及び音響設備を使用
- ・MC 1 名をキャスティングすること。

④県産花きを使ったブーケの手配

- ・表彰式で選手へ贈呈するブーケを手配すること。
数量：6 個（ステージ優勝、ベストジャパニーズ賞、総合時間賞、ポイント賞、山岳賞新人賞（各賞 1 名分））

⑤副賞の手配

- ・表彰式で選手へ贈呈する副賞を手配すること。副賞の選定は福岡県スポーツコミッション（以下「発注者」という。）が行う。

	人数	想定金額（税込）
ステージ優勝	1 名	33,000 円
ベストジャパニーズ賞	1 名	33,000 円
総合時間賞	1 名	16,500 円
ポイント賞	1 名	16,500 円
山岳賞	1 名	16,500 円
新人賞	1 名	16,500 円

⑥来場者アンケートの実施

来場者アンケートの実施、集計、分析を行うこと。

(5) 第2フィニッシュ会場の設営及び運営

日 時：令和8年10月10日（土） 9：30～15：30

会 場：※参加意思表明書提出者に対し後日提示

①運営・統括

- ・同規模のイベント運営経験を十分に有する運営ディレクターを配置すること。
- ・来場者の安全確保を図るため、雑踏整理を行う警備員及びスタッフを配置し、十分な警備体制を確保すること。
- ・本大会フィニッシュ時には、会場周辺において、選手、大会関係車両、観客が集中し、混雑することが想定されるため、事務局と連携の上、安全にイベントを運営できるような対策を行うこと。

②会場設営

- ・来場者の安全確保を第一に、回遊しやすい会場レイアウトを検討すること。
- ・会場設営にあたり、以下内容は必ず実施すること。

ア. 県、市、スポンサーブースの設営

- ・県、市、スポンサーが出展するためのテントを50張設置すること。
- ・ブースに必要な社名板、長机、テーブルクロス、パイプ椅子を設置し、必要な電源を確保すること。また、それ以外のものについても手配可能な範囲で対応するよう努めること。
- ・出展者と十分に連絡ができる体制を構築し、円滑な設営、運営を実施すること。
※出展者は発注者が手配する。

イ. 飲食販売ブースの設営及び運営

- ・観戦客が福岡の食の魅力等を楽しむことができる飲食販売ブース（キッチンカー可）の設営及び運営を実施すること。

ウ. 飲食スペースの設営

- ・飲食スペースを設置すること。

エ. 大型ビジョンの設営

- ・大型ビジョン（200インチ以上）を設置すること。

オ. ゴミステーションの設置及びゴミ処理

- ・ゴミを集約するためのゴミステーション、飲食スペース内へのごみ箱の設置及びイベントにて排出されたゴミ処理を実施すること。

カ. 仮設トイレの設置

- ・会場内に仮設トイレを10台程度設置すること。
- ・合わせて、手洗い器を適切な数量設置すること。

キ. サイクルラック

- ・会場内に200台分のサイクルラックを設置すること。

ク. イベント運営本部、救護室の設営及び運営

- ・運営スタッフの打ち合わせ場所及び休憩場所等として使用するイベント運営本部を設置すること。
- ・会場内の傷病者に対する初期対応を行うための救護室を設置し、救護対応が可能なスタッフを配置すること。

ケ. 県産花きを使った会場装飾

- ・来賓、関係者等が観戦や飲食等を行うVIPガーデン（※設営及び運営は事務局が行うため手配不要）のテーブル（30卓程度）に県産花きを使った装飾を実施すること。
- ・会場内に県産花きを使ったフォトスポットを制作すること。

コ. 会場サインの設置

- ・必要な会場サインを制作し、設置すること。

③来場者アンケートの実施

来場者アンケートの実施、集計、分析を行うこと。

(6) 第3フィニッシュ会場の設営及び運営

日 時：令和8年10月10日（土） 9：30～15：30

会 場：※参加意思表明書提出者に対し後日提示

①運営・統括

- ・同規模のイベント運営経験を十分に有する運営ディレクターを配置すること。
- ・来場者の安全確保を図るため、雑踏整理を行う警備員及びスタッフを配置し、十分な警備体制を確保すること。

②会場設営

- ・来場者の安全確保を第一に、回遊しやすい会場レイアウトを検討すること。
- ・会場設営にあたり、以下内容は必ず実施すること。

ア. 大型ビジョンの設営

- ・大型ビジョンを設置すること。

イ. 若者向けコンテンツの実施

- ・来訪促進のため、主に若者向けコンテンツを実施すること。

ウ. 県産花きを使った会場装飾

- ・会場内に県産花きを使ったフォトスポットを制作すること。

エ. 会場サインの設置

- ・必要な会場サインを制作し、設置すること。

③来場者アンケートの実施

来場者アンケートの実施、集計、分析を行うこと。

(7) 中間スプリント（※）会場の設営及び運営

<参考：中間スプリント>

自転車ロードレースにおいて、コース途中に設けられた地点で通過順位を競う。フィニッシュの着順に応じて与えられるポイントと同様に、スプリント地点においても通過順位に応じてポイントが与えられる。主に平坦な場所に設けられ、最大時速70km以上に達する迫力の駆け引きが行われることもあり、自転車ロードレースの見どころのひとつ。

日 時：令和8年10月10日（土） 9：30～15：30

会 場：※参加意思表明書提出者に対し後日提示

①運営・統括

- ・同規模のイベント運営経験を十分に有する運営ディレクターを配置すること。
- ・来場者の安全確保を図るため、雑踏整理を行う警備員及びスタッフを配置し、十分な警

備体制を確保すること。

②会場設営

ア. 大型ビジョンの設営

- ・大型ビジョン（200インチ以上）を設置すること。

イ. MC

- ・レースの中継映像を見ながら実況・解説できるMC 2名程度をキャスティングすること。

ウ. ファミリー向けコンテンツの実施

- ・来訪促進のため、主にファミリー向けコンテンツを実施すること。
- ・また、来場者に地域の周遊を促す施策があると望ましい。

エ. サイクルラック

- ・会場内に200台分のサイクルラックを設置すること。

③来場者アンケートの実施

来場者アンケートの実施、集計、分析を行うこと。

<参考：各会場の特徴>

会 場		第1フィニッシュ会場	第2フィニッシュ会場	第3フィニッシュ会場	中間スプリント会場
主な実施内容		・大型ビジョンでの観戦 ・表彰式 ・ステージコンテンツ	・大型ビジョンでの観戦 ・各ブース出展 ・飲食販売、飲食スペース	・大型ビジョンでの観戦 ・若者向けコンテンツ	・大型ビジョンでの観戦 ・ファミリー向けコンテンツ
主な設置物	大型ビジョン	○ ※事務局手配	○	○	○
	県・市・スポンサーブース	×	○	×	×
	飲食販売ブース 飲食スペース	×	○	×	×
	ステージ	○ ※事務局手配	△ ※任意	△ ※任意	△ ※任意

(8) ツール・ド・九州版キャラバンの実施

当日、コース沿道への集客やレース到来の周知、観戦客に対する盛り上げ、交通規制に対する不満解消等を目的として、ノベルティ等の街頭サンプリングを実施する。ツール・ド・フランスのキャラバンと異なり、街頭サンプリング前にその実施を喧伝する宣伝隊も稼働させる。

<参考：ツール・ド・フランスのキャラバン>

ツール・ド・フランスでは、装飾を施した改造車両200台が、レース通過の1～2時間前にコースを走行し、沿道の観客に協賛社グッズを大量に配布。大会の盛り上げに寄与するとともに、交通規制の事前の注意喚起（安全対策）を行う役割もある。

日 時：令和8年10月10日（土） 11：00～13：00

①ノベルティの制作

- ・オリジナルノベルティを3種類程度制作すること。
- ・数量：合計で10,000個程度

②宣伝隊

- ・11時～13時に、街中を練り歩き、フィニッシュ会場でのイベント((4)～(6))や街頭サンプリング((8)③)について喧伝しながら、コース沿道での観戦を促す。
- ・宣伝隊は10グループとし、観戦用冊子((3))などを配布する。

③街頭サンプリング

- ・12時半～13時半に、発注者が指定する10か所で事務局が手配する協賛社ノベルティやオリジナルノベルティ((8)①)、応援グッズ((10))を観戦客に配布する。

(9) 情報発信(広告・宣伝)

本大会の開催及び開催地域の魅力、キャラバンを含めた当日イベント、交通規制について効果的に広く発信し、多くの方々に本大会について関心を持っていただき来訪を促すとともに、円滑な大会運営を目指す。特に当日の交通規制に係る周知は、大会の安全な運営に不可欠であり、質的にも量的にも徹底することが重要である。

<参考：公式発表等のスケジュール>

令和8年 3月末	通過市町村発表
5月末	コース発表
7月1日	100日前イベント
8月中旬	当日イベント、交通規制の概要を公表
9月上旬	当日イベント、交通規制の詳細について周知開始
10月10日	ツール・ド・九州開催

(10) 応援グッズの制作

以下応援グッズを制作すること。

- ・手旗 3,000本
- ・うちわ 3,000枚
- ・スティックバルーン 5,000セット

(11) 企業等との連携

事前からの情報発信や当日の交通規制、当日イベント等を周知し、大会の機運醸成に寄与することができる、企業や店舗、各種イベント等と連携した取組(タイアップ、協業等)を実施すること。ただし、連携する主体のメリット(例：イベント会場での露出)は、大会の協賛社との調整を行う。

(12) その他

- ・各業務において、ワンヘルスやSDGsの推進に寄与する取組があれば、積極的に提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり関係機関に必要な許可申請を行うこと。
- ・イベントを実施するにあたり、当然必要な事項については、発注者の指示に基づき対応すること。

(13) 業務実施報告書の作成

- ・業務完了後、速やかに業務実施報告書を作成すること。

- ・報告書に掲載する写真は、本業務を適切に運営していることがわかる写真を掲載すること。また、各イベント会場への来場客数をカウントし、報告内容に含むこと。

4 成果品

3（13）にて示した実績報告書については、次の形式により納品すること。

- （1）納品媒体、数量：紙媒体2部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）1部
- （2）電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。
その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

5 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、これに対する費用は、受託者の負担とする。

6 帰属

- （1）受託者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- （2）受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （3）（2）の規定は、受託者の従業員、仕様書9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- （4）（2）及び（3）の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- （5）本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- （6）本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- （7）納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- （8）受託者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けずに、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- （9）電子データは、完成後に委託者又は委託者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

7 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

9 個人情報の取扱い

業務を通じて取得した個人情報の保護及び秘密の保持を遵守すること。また、受託者が取り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。